

# 第 1 章 はじめに

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）は、第3期中期目標期間（平成22年度～平成26年度）の4年目となる平成25年度において、館の役職員一丸となって各般の課題に取り組んだ。

館は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第31条第1項の規定に基づき、「平成25年度独立行政法人国立公文書館年度計画」（以下「平成25年度計画」という。）を作成し、内閣総理大臣に届け出ることになっている。平成25年度計画の作成に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）委員長から内閣府独立行政法人評価委員会（以下「独法委」という。）委員長に提出された、「平成23年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について」（政委第7号平成25年1月21日）において、独法委が行った当館の平成23年度業務実績評価結果についての指摘も踏まえる必要があった。

（資料1—1～3）

## ○政独委からの指摘事項

歴史公文書等の利用については、利用サービスの一層の向上に積極的かつ戦略的に取り組むための指針として、平成22年9月に「独立行政法人国立公文書館の保存する歴史公文書等の利用に係る取組方針」を策定しており、23年度計画において、法人の取組状況及び効果を把握するための新たな数値目標を設定している。

しかしながら、これらの数値目標については、過去数年の実績に比して低い水準となっているものがあり、評価結果においてもその妥当性について言及されていない。

今後の評価に当たっては、過去の実績等を踏まえた目標値の妥当性についても評価を行うべきである。

この指摘及び平成24年度の業務実績等を踏まえて、平成25年度計画に以下のとおり反映させ、平成25年3月28日に届け出を行った。

（平成24年度数値目標との比較）

- ① 修復計画 重修復270冊、軽修復6,000冊、リーフキャスティング5,500丁については、実績を踏まえ現状どおりとするが、実態を把握した上で今後の修復の計画に反映
- ② 要審査文書の処理目標数 1,500冊→2,100冊
- ③ デジタルアーカイブ・アクセス件数 約22万件→約24万件
- ④ 貸出審査に当たっての平均審査日数 15日→7日
- ⑤ 研修の受講者数 350名程度→公文書管理研修について積極的に受入れを行うとともに、アーカイブズ研修は180名程度

平成 25 年度の主な新規項目としては、

- ① 東日本大震災に関する歴史公文書等が、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）等に基づき適切な運用が行われているかを内閣府と協同して把握に努めること
- ② 公開又は部分公開のうち、劣化等のために一般の利用に供せないものがあることに鑑み、その実態を把握し、今後の修復の計画に反映させること
- ③ 館が運営するシステムについては、最適化計画の策定を行うこと
- ④ 館主催見学会を実施すること
- ⑤ 年間開館日数を増加させるため試行を実施すること
- ⑥ 国立大学法人をはじめとする各種機関における、公文書管理法施行令の規定に基づく「国立公文書館等」の指定に向けた検討状況について、内閣府と協同して把握に努めること

を掲げた。

また、平成 25 年度の国の予算の成立を受けて、平成 25 年度計画に施設整備費補助金を追加するための改正を行い、5 月 15 日に内閣総理大臣に届け出を行った。

平成 25 年 6 月に実施された「平成 25 年度の行政事業レビュー公開プロセス評価結果取りまとめコメント」（以下「行政事業レビュー」という。）において、「法律上のミッションを果たしていくことは、必要であるものの事業収入の拡充、他施設との関係整理により効率化を含めて公文書館の今後のあり方の検討が必要と思われる。」との指摘を受けた。（資料 1—4）

また、平成 24 年度における館の業務実績については、独法委において審議され、8 月 20 日、独法委委員長から館長に対して評価結果の通知があった。この通知において、業務実績全体の評価として「公文書管理法の施行 2 年目を迎え、これまでの活動のノウハウを生かし、行政機関、独立行政法人等から歴史公文書等の適切な受け入れ、内閣府等関係機関への適切な助言、アジア歴史資料センターデータベースの利活用の向上など国立公文書館に求められた課題に積極的かつ適切に取り組み、大きな成果をあげている。」との評価を受けた。しかしながら、中間書庫業務について、「対費用効果からの長期的な検討や、運用の在り方等見直しの検討を行うこと」等の指摘も受けたところである。（資料 1—5）

このような指摘に適切に対応するだけでなく、平成 25 年度計画に係る業務を執行する上で、課題として把握したものについては積極的に取り組んだ。具体的には、

- ① 開閉館状況や展示会の開催状況を周知するための工夫
- ② 館利用者の利便性向上のため展示会の開催期間の増加、常設展を含めた展示スペースのリニューアル
- ③ 地方公共団体における公文書管理の現状を把握するための地方の公文書館等との意見交換

④ デジタル化に係る新たな取組  
などである。

館は、独法委や行政事業レビューでの指摘を踏まえた対応を行いつつ、平成25年度計画等に即して各取組を適確に実施することにより、概ね当初の目標を達成したところであり、中には、目標を上回る成果を上げているものもある。今後とも、公文書管理法により館に求められる業務課題に果敢に取り組むべく努力をしていく所存である。